

									特別県営住宅駐車場の使用料の徴収の免除 (1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの (二十二) 同条例第24条の16第4項の規定による特別県営住宅駐車場の使用料の徴収の猶予 (1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの (二十三) 同条例第24条の18第1項の規定による県営住宅駐車場の使用者の資格を失った者等に対する特別県営住宅駐車場の明渡しの請求										東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長 東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長
七の二	鳥取県特別県営住宅管理規則(昭和43年鳥取県規則第41号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第3条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (一) 同規則第13条の規定による同居者の異動加届の受理 (1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの																東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長
			(二) 同規則第16条の8の規定による県営住宅駐車場の使用者変更の承認 (1) 東沼総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西沼総合事務所の所管区域に係るもの																東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長

八 住宅地区	1 同法第7条の規 改良法（昭 和55年法律 第24号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	定による住宅改良 事業の事業計画及 びその変更につい ての協議								
	2 同法第9条第1 項の規定による改 良地区内における 土地の形質の変更 等の許可									
	3 同法第9条第4 項の規定による法 令に違反した者に 対する土地の原状 回復等の命令									
	4 同法第21条第1 項の規定による測 量等のための土地 の忌避等の許可									
	5 同法第32条の規 定による市町村に 対する住宅地区改 良事業のための技 術的援助									
	6 同法第34条の規 定による市町村に 対する報告及び資 料の提出の要求並 びに報告、助言及 び援助									
九 租税等別	1 同法第28条の4 第31条の5号イ、 第31条の2第2項 第15号ハ、第62条 の3第41項第15号 ハ又は第63条第3 項第5号イの規定 による優良な宅地 の認定									
	2 同法第28条の4 第31条の6号、第 31条の2第2項第 16号ニ、第62条の 3第41項第16号ニ 又は第63条第3項 第6号の規定によ る優良な住宅の認 定									
	3 同法第28条の4 第31条、第31条の 2第21項、第62条 の3第41項又は第6 3条第31項の規定に よる優良な宅地又 は優良な住宅の認 定の証明									
十 独立行政 法人住宅金 融支援機構 法（平成17 年法律第22 号）に基づ く住宅金融 支援機構か らの受託業 務	1 同法第16条第1 項の規定による住 宅金融支援機構か らの受託業務 （一）同法第13条 第11項第5号に 規定する資金の 貸付に係る工 事の審査 （1）東総総合 事務所及び八 頭総合事務所 の所管区域に 係るもの （2）中総総合 事務所の所管 区域に係るも の （3）西総総合 事務所及び日									東総総合事務所 所長  中総総合事務所 所長  西総総合事務所 所長



























	務の全部又は一部の休業上の届出の受理及び同条第3項の規定による公示								
115	同法第7条の85第1項又は第2項の規定による指定確認検査機関の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止の命令								
116	同法第7条の85第3項の規定による指定確認検査機関の指定の取消し等をした旨の公示								
117	同法第7条の85の5第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関を指定した旨の公示								
118	同法第7条の85の5第3項の規定による指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更の届出があった旨の公示								
119	同法第7条の85の9第1項の規定による構造計算適合性判定業務規程の認可								
120	同法第7条の85の9第3項の規定による指定構造計算適合性判定業務規程の変更命令								
121	同法第7条の85の11の規定による構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務に係る監督上必要な命令								
122	同法第7条の85の12第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関への報告徴収及び立入検査等の実施								
123	同法第7条の85の13第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関の休業上の許可								
124	同法第7条の85の13第3項の規定による指定構造計算適合性判定機関の休業上の許可をした旨の公示								
125	同法第7条の85の14第1項又は第2項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の業務の停止の命令								













務所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						所長 西沼総合事務所長
5 同法第8条第3項の規定による建築物の高層改修の計画の認定 (一) 東沼総合事務所及び八戸総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長
6 同法第8条第8項後段(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の高層改修の計画を認定したときの建築主事への通知 (一) 東沼総合事務所及び八戸総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長
7 同法第9条第1項の規定による建築物の高層改修の計画の変更の認定 (一) 東沼総合事務所及び八戸総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長
8 同法第10条の規定による認定事業者に対する報告の要求 (一) 東沼総合事務所及び八戸総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長
9 同法第11条の規定による認定事業者に対する改善の命令 (一) 東沼総合事務所及び八戸総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中沼総合事務						東沼総合事務所長 中沼総合事務所

										務所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	所長 西沼総合事務所長
	10	同法第12条の規定による建築物の耐震改修の計画の認定の取消し (一) 東沼総合事務所及び八戸総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長
	11	同法第13条第1項の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の貸借に係る認定基準の特例の承認									
二十四 浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出(特定行政庁に対するものに限る。)の受理 (一) 東沼総合事務所及び八戸総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長
	2	同法第5条第3項の規定による浄化槽の設置等の計画の変更又は廃止の命令 (一) 東沼総合事務所及び八戸総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長
	3	同法第5条第4項の規定による浄化槽の設置等の届出(特定行政庁に対するものに限る。)の内容が相当であると認める旨の通知 (一) 東沼総合事務所及び八戸総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長



	<p>6 農林土木工事に係る設計又は監督の委託の決定</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの</p>										<p>総合事務所長</p>
略											
略											
三 略											
						<p>四 調査委員 1 同規則第2条第31項の規定による規則(昭和50年農林漁業金融公庫規則第3号)第2条第31項の規定に基づく事務</p>	<p>(一) 農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)別表第1に規定する資金に係るもの</p>				<p>総合事務所長</p> <p>総合事務所長</p> <p>総合事務所長</p> <p>総合事務所長</p> <p>総合事務所長</p> <p>総合事務所長</p>
略											
略											
三 略											
											<p>総合事務所長</p>







24	略																	
25	略																	
26	略																	
27	略																	
28	同法第64条第4 項の規定による組 合の解散の届出の 受理																	
29	略																	
30	略																	
31	略																	
32	同法第72条の13 第2項の規定によ る農事組合法人の 定款の変更の届出 の受理																	
33	同法第72条の16 第4項の規定によ る農事組合法人の 成立の届出の受理																	
34	同法第72条の17 第2項の規定によ る農事組合法人の 解散の届出の受理																	
35	同法第72条の18 第3項の規定によ る農事組合法人の 合併の届出の受理																	
36	略																	
37	略																	
38	同法第73条の12 の規定による出資 農事組合法人の組 織変更の届出の受 理																	
39	略																	
40	略																	
41	略																	
42	略																	
43	略																	
44	略																	
45	略																	
46	略																	
47	略																	
48	略																	
49	同法第97条の2 の規定による共済 代理店の設置等の 届出の受理																	
50	略																	
八の二 農業 協同組合及 び農業協同 組合連合会 の信用事業 に関する命 令（平成5	1 同令第7条第2 項の規定による信 用事業方法書の制 定等の届出の受理																	

20	略
21	略
22	略
23	略
24	略
25	略
26	略
27	略
28	略
29	略
30	略
31	略
32	略
33	略
34	略
35	略
36	略
37	略
38	略
39	略



9 略									
10	同法第48条第4項(同法第96条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の届出の受理								
11	同法第54条の4第4項(同法第96条第3項において準用する場合を含む。)において準用する第54条の2第7項の規定による共済事業の全部譲渡等の届出の受理								
12 略									
13 略									
14 略									
15	同法第68条第2項(同法第96条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の規定による解雇の決議の認可								
16	同法第68条第5項(同法第96条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の規定による解雇の届出の受理								
17 略									
18	同法第85条の9第4項の規定による裁判断所への意見の陳述								
19	同法第85条の10の規定による清算終了の届出の受理								
20 略									
21 略									
22	同法第91条第5項(同法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による解雇の届出の受理								
23 略									
24 略									
25 略									
26 略									
27 略									
28 略									
29 略									

8 略									
9 略									
10 略									
11 略									
12	同法第68条第2項(同法第96条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の規定による解雇の決議の認可								
13 略									
14 略									
15 略									
16 略									
17 略									
18 略									
19 略									
20 略									
21 略									
22 略									

